

文京区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営等の基準に関する条例及び文京区指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年十月七日

文京区長 成 澤 廣



文京区条例第三十三号

文京区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営等の基準に関する条例及び文京区指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例

（文京区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部改正）

第一条 文京区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営等の基準に関する条例（令和六年十二月文京区条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第五十一条の次に次の一条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第五十一条の二 指定児童発達支援事業者は、法第二十一条の五の十八第四項の規定により、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

（文京区指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部改正）

第二条 文京区指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等の基準に関する条例（令和六年十二月文京区条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第四十七条の次に次の一条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第四十七条の二 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、法第二十四条の十一第四項において準用する法第二十一条の五の十八第四項の規定により、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

付 則

この条例は、令和八年十二月二十五日から施行する。